

2022年以降の経済構造実態調査の 実施方針（案）等について

令和3年1月26日

総務省統計局

経済産業省調査統計グループ

目次

1. 前回までの議論

1-1.包摂後の工業統計調査についてp.5

1-2.経済構造実態調査（甲調査）についてp.7

2. 2022年以降の経済構造実態調査について

2-1.2022年以降の調査体系等p.12

2-2.2022年以降の公表・集計体系p.20

3. 2022年以降の経済構造実態調査の実施方針案

.....p.23

検討課題の整理と具体的な検討内容（1/2）

公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）

※本計画は平成30年6月2日に策定した計画を一部変更したもの。ただし、以下の内容には変更なし。

別表今後5年間に講ずる具体的な施策「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。（令和元年度（2019年度）から同時実施し、令和4年（2022年）調査の企画時までに結論を得る。【総務省、経済産業省】）

◎ 令和3年（2021年）経済センサス-活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。（令和4年（2022年）調査の企画時までに一定の結論を得る。【総務省、経済産業省、関係府省】）

統計委員会諮問第113号の答申（平成30年8月28日付け統計委第8号）

「中間年における経済構造統計の整備について」

IV 今後の課題等

2 諮問された統計調査に係る課題

(2) 経済構造実態調査

① 平成33年（2021年）経済センサス-活動調査における「電子商取引の有無及び割合」の把握に関する検討状況を踏まえつつ、利用者ニーズや報告者の更なる負担軽減にも留意した適切な調査事項の設定について、平成34年度（2022年度）調査の計画の策定期間までに抜本的な見直しを検討すること。

② SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、平成34年（2022年）以降における調査の範囲や調査事項等の見直しや集計の充実について検討すること。

③ 中間年における産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討すること。

(3) 工業統計調査

② 製造業については、現在、基準年は活動調査、中間年は工業調査を用いて時系列比較がなされているが、両者の間には少なからず断層が生じており、その要因の一つとして、双方の母集団名簿が異なること（前者は母集団DB、後者は独自名簿を使用）が考えられる。このため、工業調査については、今後の経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、母集団DBの年次フレームを調査名簿として用いる方向で検討すること。

検討課題の整理と具体的な検討内容（2/2）

経済構造実態調査（甲調査・乙調査）に関する検討課題

- 基準年調査との一層のシームレス化、中間年経済構造統計の充実
→ 調査対象範囲の全産業化。調査事項の充実。
- 乙調査の位置付け
→ 経済構造実態調査からの分離。廃止も含めた分離後のあり方。

工業統計調査の経済構造実態調査包摂後における製造業把握に関する検討課題

- 基準年調査との一層のシームレス化（再掲）
→ 名簿を事業所母集団DBに変更（母集団数の増加（約9万））。
実査可能性を考慮した適切な調査範囲の設定。
- SNAへの活用を含めた利活用上の措置
→ 調査項目の維持及び効率化。集計・公表方法の整理。

その他の検討課題

- 他の企業調査との役割分担、重複是正

1. 前回までの議論

1-1.包摂後の工業統計調査について

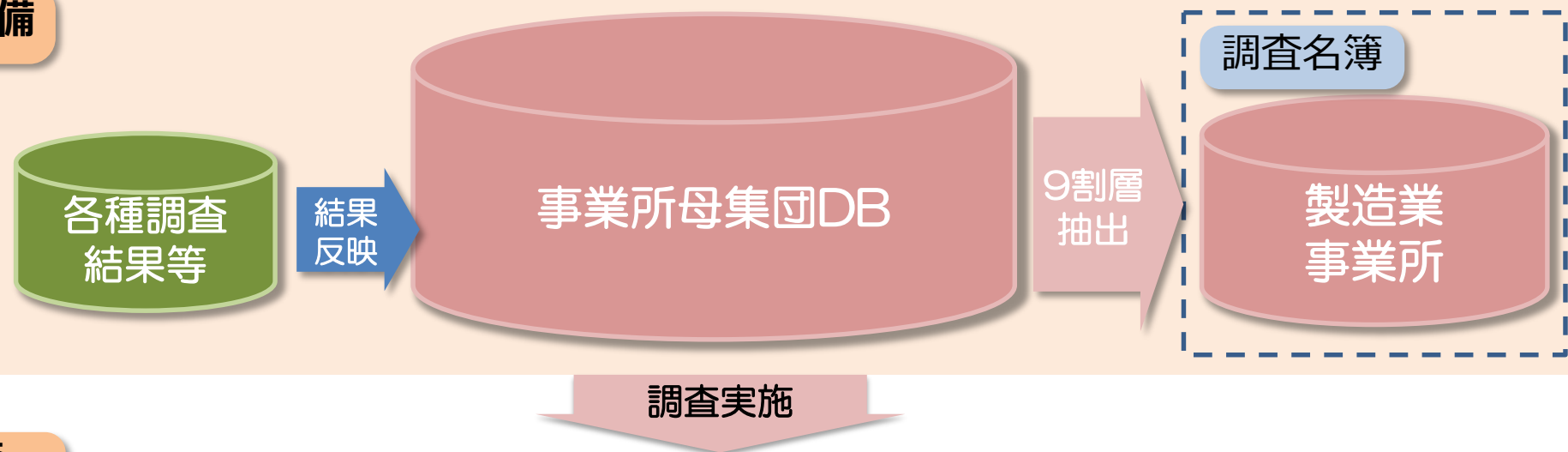
包摂後の工業統計調査の流れ（2022年以降）

■ 経済構造実態調査への包摂に当たっては、

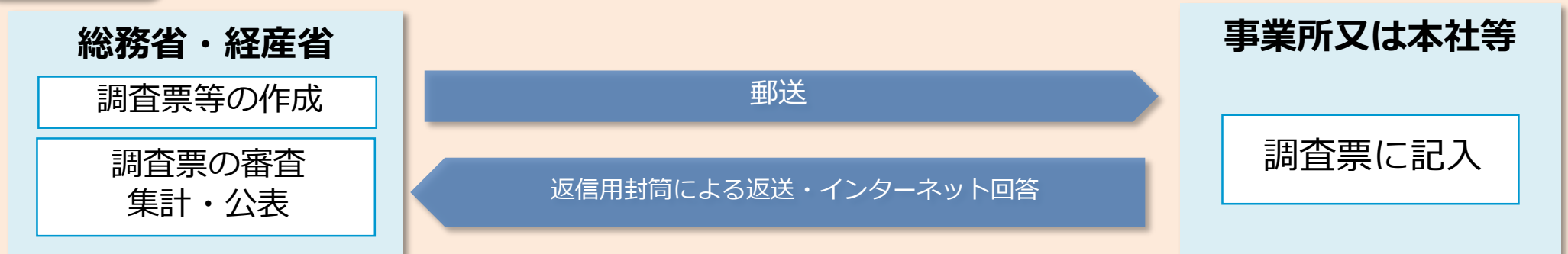
- ・調査名簿：工業統計調査準備調査名簿から、事業所母集団データベースに切替え
- ・調査方法：調査員調査を廃止し、国による郵送・オンライン調査に変更
- ・調査対象：従業者4人以上の事業所から、産業大・中・小・細分類でそれぞれ売上高上位9割を占める事業所を対象とする形に変更

■ また、調査事項、集計事項は基本的に維持し、公表時期は確報の早期化も含めて検討

名簿整備



調査

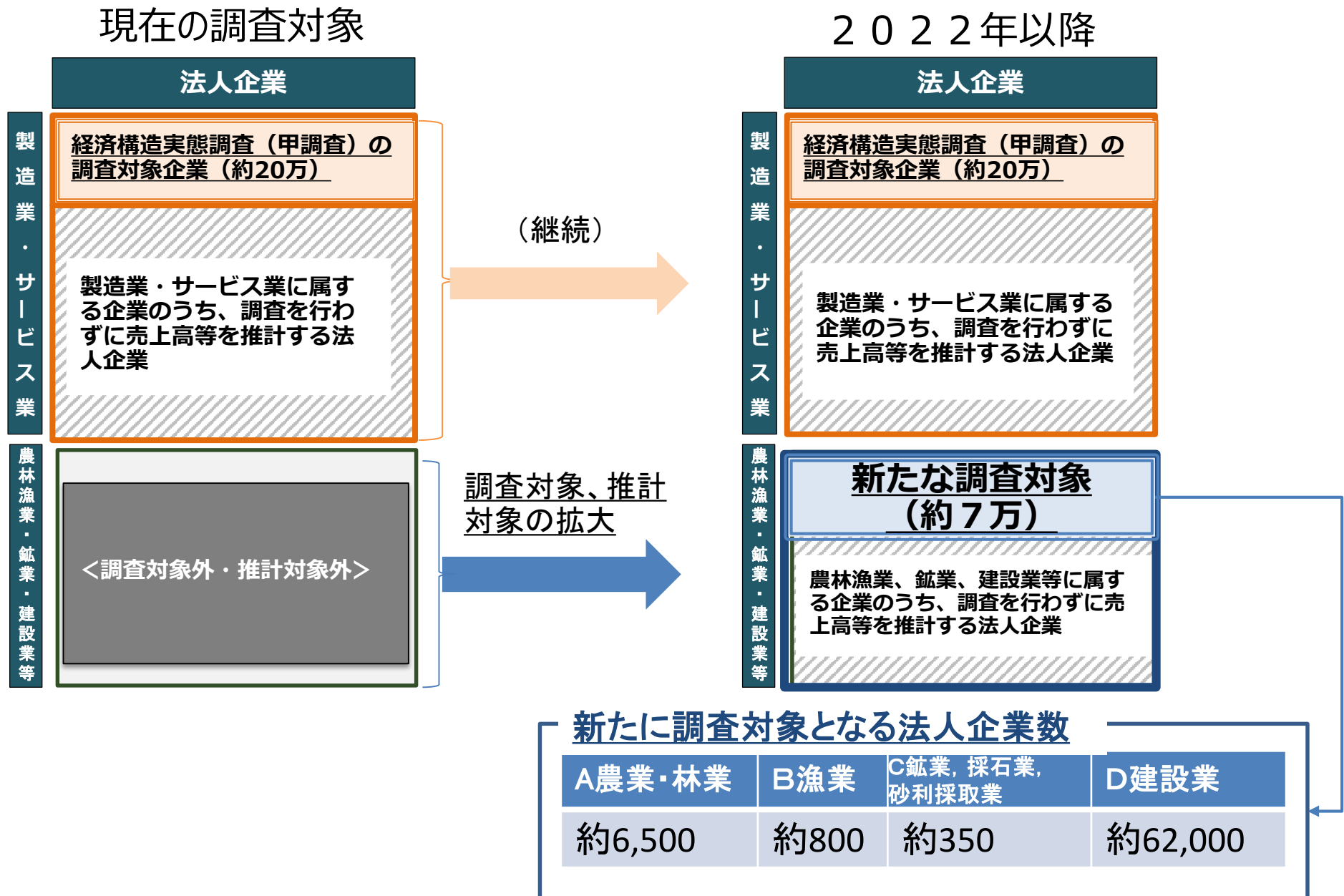


1-2.経済構造実態調査（甲調査）について

調査対象の全産業への拡大について

■経済センサスの中間年調査として、調査対象範囲を全産業に拡大(＝農林漁業・鉱業・建設業等の追加)

※ただし、対象範囲の拡大に係る調査事項の追加は最低限とし、他の統計調査との役割分担を図る観点から、①調査票第1面においては産業分類A～Dに係る詳細な事業活動別売上の設定は行わず、②追加する産業分類A～Dの企業については、調査票第2面の費用構造を調査しない。



調査事項の変更・充実について（1/2）

■令和3年経済センサス-活動調査に合わせた調査項目の変更・充実等を実施

【現在の調査項目（企業票）】

第1面

- 1 企業の名称、電話番号及び法人番号
- 2 企業の所在地
- 3 経営組織及び資本金等の額
- 4 消費税の税込み・税抜き記入の別
- 5 企業全体の売上（収入）金額、年間商品販売額、費用総額及び主な費用項目
 - ・給与総額
 - ・租税公課
 - ・支払利息等
- 6 企業全体の主な事業の内容
- 7 企業の事業活動の内容
- 8 企業の事業活動別の売上（収入）金額
- 9 電子商取引の有無及び割合
＜卸売業・小売業のみ＞
- 10 企業全体の年初及び年末商品手持額
- 11 年間商品仕入額

第2面

- 12 事業区分別の費用の割合
- 13 一事業区分に係る費用の項目別内訳
＜産業横断的事項＞
 - ・給与総額
 - ・福利厚生費（退職金を含む）
 - ・賃借料（土地・建物）
 - ・賃借料（情報通信機器）
 - ・賃借料（その他）
 - ・減価償却費
 - ・外注費
 - ・広告宣伝費
 - ・保険料
 - ・水道光熱費
 - ・通信費
 - ・荷造運賃
 - ・旅費・交通費
 - ・車両費
 - ・消耗品費

対応の方向性

生産物分類の導入

・サービス業種※については生産物分類を導入。

（他業種は引き続き事業活動別に売上を把握。追加産業の産業分類A～D（農林業～建設業）は産業大（一部中）分類ベース、産業分類I（商業）は小分類ベース。

※いわゆるサービス業種（産業分類F～R）から産業分類I（商業）を除く

・さらに、把握する区分数について、現在の6欄から15欄に拡大。

商業マージンの把握

商業を副業として営んでいる場合も含め、「商品売上原価」を新たに把握する形に変更・充実。

（商業が主業の企業においては、「年初商品手持額」及び「年末商品手持額」も把握）

【技術的修正】

集計事項としては継続。

ただし、現在、第1面の事業活動別売上を活用した集計を行っているため、第2面内で詳細な事業活動別費用割合を把握する形に変更

廃止

廃止

調査事項の変更・充実について（2/2）

【現在の調査項目（事業所票）】

- 1 事業所の名称及び電話番号
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所の主な事業活動
- 4 事業所の売上（収入）金額

＜卸売業、小売業のみ＞

- 5 卸売業販売額及び小売業販売額
- 6 売場面積
- 7 卸売業販売額の販売先割合
(本支店間移動の割合)

対応の方向性

フェイス事項の把握

中間年の事業所母集団情報の更新のため、事業所の基本的な情報として

- ・「常用雇用者数、従業者総数」
 - ・「新設事業所の開設時期」
- を新たに把握

廃止

2. 2022年以降の経済構造実態調査について

2-1.2022年以降の調査体系

※ 乙調査の位置づけについては、経済構造実態調査としては中止し、GDP統計への活用に必要な情報を提供する方法について、別途、関係省庁間で検討を進めていく。

2022年以降の調査体系

経済構造実態調査

産業横断調査(仮称)※

全産業の法人企業を対象

- ・産業横断調査A: 産業大・中・小分類別に売上高8割を占める企業
- ・産業横断調査B: 産業大・中・小分類別に売上高5割を占める企業
- ・産業横断調査C: 一部の上場企業等

製造業事業所調査(仮称)※

製造業事業所を対象

- ・産業大・中・小・細分類別に売上高9割を占める事業所

現行の経済
構造実態調査
(甲調査)

現行の工業
統計調査

※以降、「(仮称)」は省略している。

<調査イメージ>

産業横断調査票



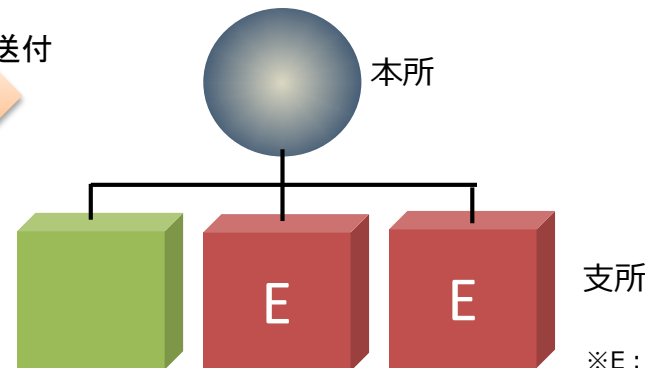
製造業事業所調査票



まとめて本所へ送付

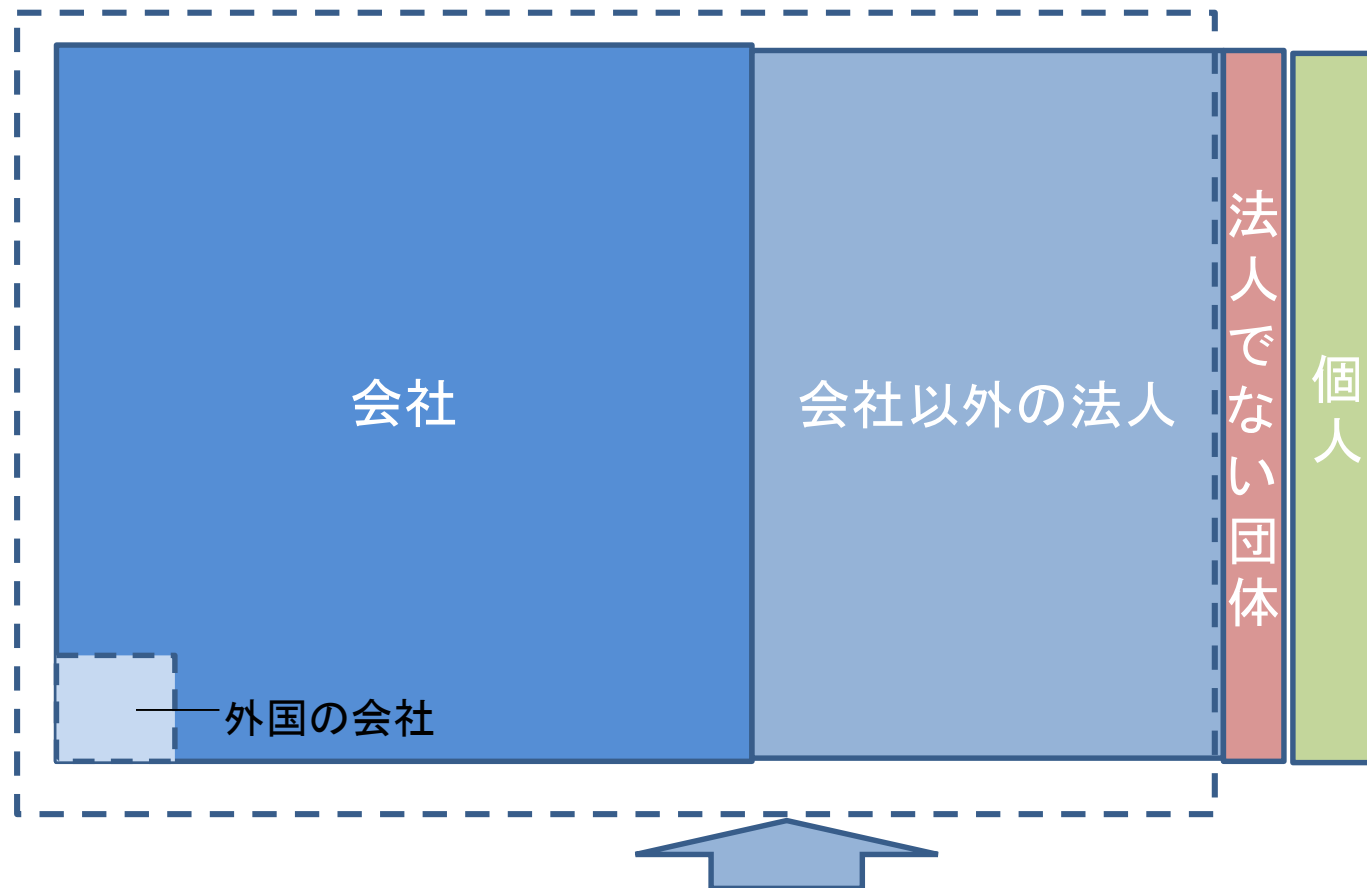


法人企業



※E: 製造業

調査対象範囲の詳細①



経済構造実態調査（産業横断調査、製造業事業所調査）の対象範囲
（＝法人企業）

（参考）

- ・企業調査では「外国の会社」（外国において設立された法人の支店、営業所など）は原理的に対象とならないが、製造業事業所調査では対象となる。
- ・また、製造業事業所調査については、経済センサス-活動調査における産業別調査の範囲とも整合している。

調査対象範囲の詳細②

			産業大分類※		
企／事	調査種類	対象数	A～D	E	F～R
企 業	産業横断調査A (産業分類別売上高 8割層)	約27万 企業	○	○ ※単独事業所企業については製造 業事業所調査結果(調査値・推 計値)を活用	○
	産業横断調査B (産業分類別売上 高5割層)	約3万 企業	—	—	○
事 業 所	産業横断調査C (一部の上場企業等 の傘下事業所)	約25万 事業所	○	○ ※製造業事業所調査対象 事業所を除く	○
	製造業事業所調査 (産業分類別出荷 額等9割層)	約12万 事業所	—	○	—

※ A 農業,林業 B 漁業 C 鉱業,採石業,砂利採取業 D 建設業

E 製造業

F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業,郵便業 I 卸売業,小売業 J 金融業,保険業

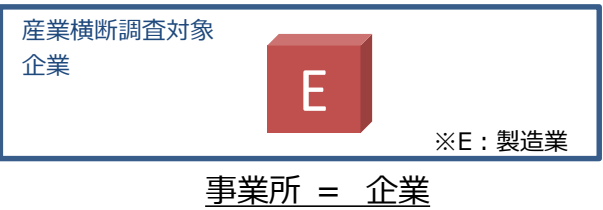
K 不動産業,物品賃貸業 L 学術研究,専門・技術サービス業 M 宿泊業,飲食サービス業 N 生活関連サービス業,娯楽業

O 教育,学習支援業 P 医療,福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業(他に分類されないもの)

(参考) 産業横断調査票 (企業調査票) と製造業事業所調査票の配布方法について

<製造業事業所調査対象企業の場合分け>

1. 製造業の単独事業所企業



調査票発送方法

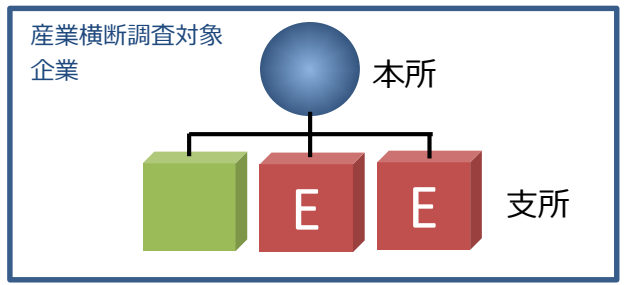
企業調査票として「製造業事業所に関する調査票」を1部送付

重複項目等の是正の観点からの対応

左記の通り(企業調査票と事業所調査票の両方の送付はしない)

2. 製造業事業所をもつ複数事業所企業

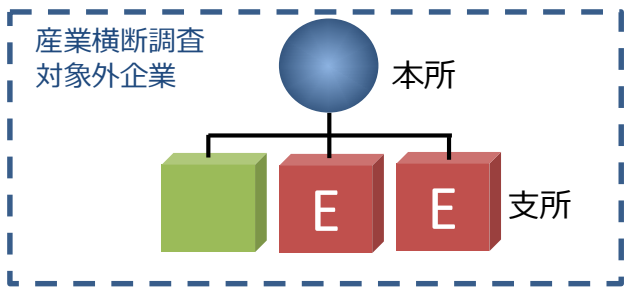
①産業横断調査対象企業の場合



本所に「産業横断調査票 (企業調査票)」(1部) 及び「製造業事業所に関する調査票」(左図の場合は2部) を送付

製造業事業所に関する調査票では企業項目(経営組織、資本金)は把握しない
(調査欄には「*」を入力しておく等で対応)

②産業横断調査対象外企業の場合 (参考)



本所に「製造業事業所に関する調査票」(左図の場合は2部) を送付

(特になし)

2022年以降の経済構造実態調査の調査事項

産業横断調査

第1面（付加価値等の構造の産業横断的把握）

⇒付加価値等の構造把握のための必要最小限の事項（A）を企業単位で把握

- 1 企業の名称、電話番号及び法人番号
- 2 企業の所在地
- 3 経営組織及び資本金等の額
- 4 消費税の税込み・税抜き記入の別
- 5 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び主な費用項目
 - ・給与総額
 - ・租税公課
- 6 企業全体の主な事業の内容
- 7 企業の事業活動、生産物の種類
- 8 企業の事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額
- 9 企業全体の年間商品販売額及び商品売上原価
- 10 企業全体の年初及び年末商品手持額※
※卸売業、小売業のみ

産業横断調査 A（売上高上位80%企業）－27万企業

産業横断調査 B（売上高上位50%企業）－3万企業

第2面（投入構造の推計精度の向上）

※第2面については産業分類A～Eの企業を除く

⇒上記Aに加え、企業の事業区分別費用割合及び一事業区分別費用内訳（B）を把握

- 12 事業区分別の費用の割合
- 13 一事業区分に係る費用の項目別内訳

＜産業横断的事項＞

- ・給与総額
- ・福利厚生費（退職金を含む）
- ・賃借料（土地・建物）
- ・賃借料（情報通信機器）
- ・賃借料（その他）
- ・減価償却費
- ・外注費
- ・広告宣伝費
- ・保険料
- ・水道光熱費
- ・通信費
- ・荷造運賃
- ・旅費・交通費
- ・車両費
- ・消耗品費

＜産業別事項＞

次稿参照

産業横断調査 C（上場企業等の最上位企業）－5000企業

傘下事業所票（都道府県別結果の精度向上）

⇒上記A＋Bに加え、企業の傘下事業所ごとの売上高等（C）を企業本社から把握

- 1 事業所の名称及び電話番号
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所の主な事業活動
- 4 事業所の従業者数
- 5 事業所の売上高
- 6 事業所の卸売販売額及び小売販売額※
- 7 新設事業所の開設時期

※卸売業、小売業のみ

製造業事業所調査

- ①事業所の名称及び所在地
- ②経営組織
- ③資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ④従業者数
- ⑤消費税の税込み・税抜き記入の別
- ⑥人件費及び人材派遣会社への支払額
- ⑦原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- ⑧有形固定資産
- ⑨製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- ⑩製造品出荷額、在庫額等
- ⑪品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- ⑫製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- ⑬主要原材料名
- ⑭工業用地及び工業用水
- ⑮作業工程

※⑥の内訳、⑦の内訳、⑩のうち品目別製造品在庫額、⑧、⑨及び⑭については、従業者数30人以上の事業所のみが対象

下線：調査票にプレプリントする事項

調査票イメージについては別添資料を参照

産業横断調査第2面 産業別の費用項目

産 業	産業別調査事項
電気業	①燃料費、②修繕費
ガス業	①原材料費、②修繕費
電気通信業	①施設保全費、②通信設備使用料
映像情報制作・配給業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥版權獲得費（国内）、⑦版權獲得費（国外）
音声情報制作業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料
出版業	①印税・原稿料
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業	①外注費（国内）、②外注費（国外）
鉄道業	①動力費
水運業	①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費
卸売業、小売業	①商品売上原価、②販売手数料、販売奨励費
銀行・信託業	①資金調達費用、②役務取引等費用、③特定取引費用
証券業	①金融費用、②取引関係費、③不動産関係費
生命保険業	①保険金等支払金、②責任準備金等繰入額、③資産運用費用
損害保険業	①保険引受費用、②資産運用費用
中小企業等金融業、農林水産金融業	①資金調達費用、②役務取引等費用、③特定取引費用
クレジットカード業、割賦金融業	①貸倒引当金繰入額、②金融費用

産 業	産業別調査事項
不動産取引業	①用地費、②外注工事費、③土地建物購入費
不動産賃貸業・管理業	①修繕費
各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業	①貸与資産原価、②リース投資資産原価、③資金原価
広告業	①媒体費
宿泊業	①材料費、②修繕費
飲食業	①製造原価（材料費）、②製造原価（労務費）
冠婚葬祭業	①施設管理費、②販売手数料
映画館	①施設管理費、②上映映画料
興行場、興行団	①選手契約料・出演契約料、②施設管理費
スポーツ施設提供業	①施設管理費
公園、遊園地・テーマパーク	①施設管理費
学習塾	①警備費
教養・技能教授業	①講師謝礼、②教材作成費
医療業	①薬品費、②材料費（薬品費を除く）



産業別費用項目については、企業における回答のしやすさを確保するため、有価証券報告書などの事項を産業別調査事項として設定しており、2022年以降も上記の項目での把握を継続する予定。

ただし、本年基準年のサービス業における投入調査（2021年10～11月頃実施予定）が実施される予定であるため、個別の項目については必要に応じて、投入調査に合わせた加除修正を今後行いたい。

【補足】製造業事業所調査票について

○調査票のフォーマット

⇒令和 3 年経済センサス-活動調査に合わせて、形式的な変更を実施。
従業者数規模により書き分けができるフォーマットであるため、従来の従業者数規模による調査票（甲・乙）を廃止する。

○調査事項

⇒・基本的に現行の工業統計調査から変更なし。
・項目名等については令和 3 年経済センサス-活動調査に合わせる。
・ただし、「本社又は本店の名称及び所在地」、「他事業所の有無」※については、今後、事業所母集団データベースを活用することにより当該情報が把握可能であるため廃止する。

※審査や本社一括調査のための名簿整備に使用している項目

2-2. 2022年以降の公表・集計体系

公表体系について

- GDP統計への活用の観点から、現行の公表時期・集計事項は維持
- ただし、工業統計調査については、包摂後、産業細分類別の伸び率の算出や、推計事業所に対して伸び率推計処理等を新たに実施する必要。推計処理は調査結果を確定した上で実施することが望ましいため、包摂後は確報のみ（1回）の公表としつつ、公表時期は現行の工業統計調査の確報よりも早める対応としたい。

＜現行の公表体系＞

	経済構造実態調査 甲調査			工業統計調査		
	一次公表	二次公表	三次公表	速報	概要版	確報
公表時期	調査実施年翌年の3月末までに公表	調査実施年翌年の7月末までに公表	調査実施年翌年の10月末までに公表	翌年2月下旬頃 ※調査計画では3月末	翌年5月下旬頃 ※調査計画では5月末まで	翌年8月中旬頃 ※調査計画では12月末まで
公表内容	企業票第1面に係る結果のうち一部	企業票第1面及び第2面に係る結果	傘下事業所票に係る結果	主要項目について集計	産業別統計表概要版	産業別統計表 品目別統計表 地域別統計表

＜2022年以降(案)＞

確報の早期化

	経済構造実態調査（工業包摂後）		
	一次公表	二次公表	三次公表
公表時期	調査実施年翌年の3月末までに公表	調査実施年翌年の7月末までに公表	調査実施年翌年の10月末までに公表
公表内容	- 産業横断調査 - 企業票第1面に係る結果のうち一部（速報）※	- 産業横断調査 - 企業票第1面及び第2面に係る結果（確報） - 製造業事業所調査の結果 - 産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表	- 産業横断調査 - 傘下事業所票に係る結果

※製造業の単独事業所企業については、製造業事業所調査票の結果を産業横断調査の集計に使用するため、製造業調査結果が確定する二次公表までは、速報の位置付けとなる。

集計事項について

	産業横断調査	製造業事業所調査
集計方法	調査結果に加え、事業所母集団D Bに格納されているデータを使用して集計	
	<第1面> <u>調査企業分の集計値 + 非調査企業分の推計値</u>(※) ※調査事項ごとに、調査企業の産業小分類等伸び率を事業所母集団D Bの企業データに乗じて推計 <第2面> <u>調査企業分の集計値（割合表章）</u> <傘下事業所票> ※都道府県別表章 <u>調査企業の傘下事業所分の集計値 + 非調査事業所分の推計値</u>(※) ※調査事項ごとに、当該企業の伸び率及び産業小分類伸び率を併用した伸び率を事業所母集団D Bの事業所データに乗じて推計	<u>調査事業所分の集計値 + 非調査事業所分の推計値</u>(※) ※調査事項ごとに、調査事業所の産業細分類等伸び率を事業所母集団D Bの企業データに乗じて推計
集計事項	<一次公表：全国結果> 第1面に係る結果のうち一部を<u>調査実施年翌年の3月末までに公表</u> <二次公表：全国結果> 第1面及び第2面に係る結果を<u>調査実施年翌年の7月末までに公表</u> <三次公表：都道府県別結果> 傘下事業所票に係る結果を<u>調査実施年翌年の10月末までに公表</u>	・<u>産業横断調査の「二次公表」と同時に公表</u> ※集計事項は現行の工業統計調査確報と同様（市町村別集計については、参考表としての提供を想定）

3. 2022年以降の経済構造実態調査の 調査実施方針（案）

前回までの検討会の議論も踏まえ、経済構造実態調査の実
施方針を案として整理したもの

経済構造実態調査に関する調査の実施方針案（概要）

2022年調査以降

現状

調査目的

本調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

本調査は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

母集団

事業所母集団データベース

事業所母集団データベース

調査の対象

【産業横断調査】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除く。
削除

- ① 「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活サービス業」（「小分類792－家事サービス業」に限る。）
- ② 「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」
- ③ 「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」

【製造業事業所調査】

日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）のうち、同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。

日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除く。

- ① 「大分類A－農業、林業」
- ② 「大分類B－漁業」
- ③ 「大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業」
- ④ 「大分類D－建設業」
- ⑤ 「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活サービス業」（「小分類792－家事サービス業」に限る。）
- ⑥ 「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」
- ⑦ 「大分類S－公務」

※下線部は主な変更点

経済構造実態調査（甲調査）に関する調査の実施方針案（概要）

2022年調査以降		現状
調査事項	本資料P.17及び別添資料を参照	調査票参照 (企業全体の売上(収入)金額、費用総額、主な事業の内容、事業活動別の売上(収入)金額、事業区分別の費用の割合、……)
調査手法	郵送・オンライン調査	郵送・オンライン調査
公表・集計	【公表】 一次公表:調査実施年翌年の3月末までに公表 二次公表:調査実施年翌年の7月末までに公表 三次公表:調査実施年翌年の10月末までに公表 ※製造業事業所調査の結果は二次公表 【集計事項】 本資料p22参照	【公表】 一次公表:調査実施年翌年の3月末までに公表 二次公表:調査実施年翌年の7月末までに公表 三次公表:調査実施年翌年の10月末までに公表 【集計表】 (略)

下線部は主な変更点等

参考資料 (現行の調査体系)

経済構造実態調査の概要

創設の目的

- ・ サービス産業等の付加価値等の構造を年次で明らかにすること
- ・ 年次GDP推計の精度向上のための売上・費用の内訳（生産・投入構造）を明らかにすること
- ・ 各種行政施策のための基礎情報を整備すること

調査の概要

【調査の目的】

製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査実施中間年の経済構造統計を作成すること

【調査の基準日】

毎年6月1日現在

※経済センサス - 活動調査実施年を除き毎年実施（令和元年が1回目）

【調査の種類】

甲調査：日本標準産業分類E～R（製造業～サービス業）の売上・費用の構造を横断的に把握

※母集団：事業所母集団DB

乙調査：特定産業の特性事項を把握する調査

【調査対象範囲】

甲調査：日本標準産業分類E～R（製造業～サービス業）に属する企業（個人経営の企業及び一部の産業に属する企業を除く）

乙調査：特定のサービス業等に属する企業及び事業所

【調査の流れ】

総務省・経済産業省
(共管)

調査実施事業者

報告者

(郵送、オンライン)

既存の統計調査の統合・再編

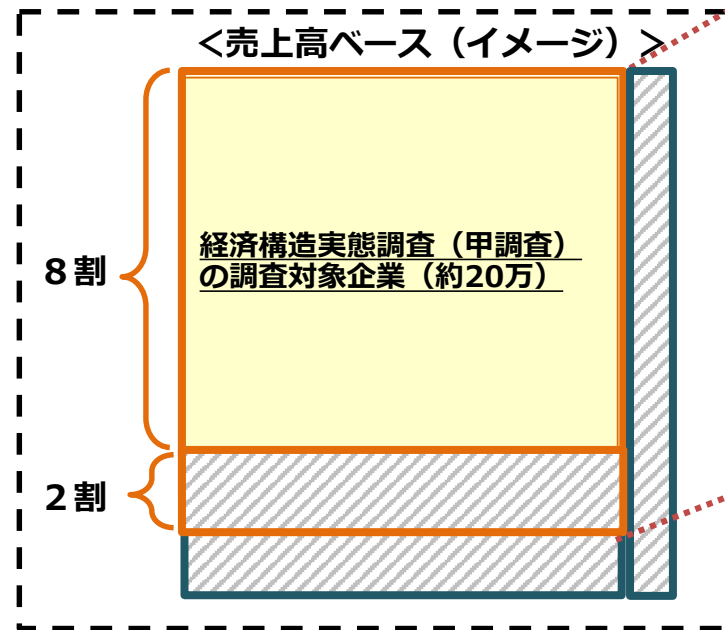
経済構造実態調査は、報告者の負担軽減を図るため、既存の3調査を統合・再編し、必要最低限の事項を把握



経済構造実態調査の調査対象範囲

甲調査

売上高ベースで8割以上をカバー。
これら約20万企業のデータから残りの
売上高2割分（約114万企業）を推計し、
製造業・サービス業全体の法人企
業の売上高等を把握



経済構造実
態調査の集
計対象

製造業・サービス業

上記以外の産業

国内の総企業数（約359万）

法人企業

個人経営企業

経済構造実態調査（甲調査）
の調査対象企業（約20万）

製造業・サービス業に
属する企業のうち、調
査を行わずに売上高等
を推計する法人企業
（約114万）
※調査対象外

農林漁業、鉱業、
建設業等に属する
法人企業（約40
万）
※調査対象外

個人経営企業（約184万）
※調査対象外

※平成28年経済センサス-活動調査結果から作成

乙調査

以下の特定産業（35業種）に属する約5万客体を標本抽出

【企業を対象として調査する業種】

①映像情報制作・配給業 ②音声情報制作業 ③映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 ④新聞業 ⑤出版業 ⑥クレジットカード業、割賦金融業

【事業所を対象として調査する業種】

①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③インターネット附随サービス業 ④各種物品賃貸業 ⑤産業用機械器具賃貸業 ⑥事務用機械器具賃貸業 ⑦自動車賃貸業 ⑧スポーツ・娯楽用品賃貸業 ⑨その他の物品賃貸業 ⑩デザイン業 ⑪広告業 ⑫機械設計業 ⑬計量証明業 ⑭機械修理業 ⑮電気機械器具修理業 ⑯葬儀業 ⑰結婚式場業 ⑱冠婚葬祭互助会 ⑲映画館 ⑳興行場、興行団 ㉑ゴルフ場 ㉒ゴルフ練習場 ㉓フィットネスクラブ ㉔ボウリング場 ㉕スポーツ施設提供業（上記以外） ㉖公園、遊園地・テーマパーク ㉗学習塾 ㉘外国語会話教授業 ㉙教養・技能教授業（外国語を除く）

経済構造実態調査の調査事項

甲調査

第1面（付加価値等の構造の産業横断的把握）

⇒付加価値等の構造把握のための必要最小限の事項（①）を企業単位で把握

- 1 企業の名称、電話番号及び法人番号
- 2 企業の所在地
- 3 経営組織及び資本金等の額
- 4 消費税の税込み・税抜き記入の別
- 5 企業全体の売上（収入）金額、年間商品販売額、費用総額及び主な費用項目
 - ・給与総額
 - ・租税公課
 - ・支払利息等
- 6 企業全体の主な事業の内容
- 7 企業の事業活動の内容
- 8 企業の事業活動別の売上（収入）金額
- 9 電子商取引の有無及び割合

＜卸売業・小売業のみ＞

- 10 企業全体の年初及び年末商品手持額
- 11 年間商品仕入額

下線：調査票にプレプリントする事項

甲調査1（売上高上位80%企業）－20万企業

甲調査2（売上高上位50%企業）－3万企業

第2面（投入構造の推計精度の向上）《製造業を除く》

⇒上記①に加え、企業の事業区分別費用割合及び一事業区分別費用内訳（②）を把握

- 12 事業区分別の費用の割合
- 13 一事業区分に係る費用の項目別内訳

＜産業横断的事項＞

- ・給与総額
- ・福利厚生費（退職金を含む）
- ・賃借料（土地・建物）
- ・賃借料（情報通信機器）
- ・賃借料（その他）
- ・減価償却費
- ・外注費
- ・広告宣伝費
- ・保険料
- ・水道光熱費
- ・通信費
- ・荷造運賃
- ・旅費・交通費
- ・車両費
- ・消耗品費、事務用品費

＜産業別事項＞
次稿参照

● 詳細な投入構造に係るデータ整備を担保しつつ、企業における回答のしやすさを確保するため、有価証券報告書などの事項を産業別調査事項として設定

甲調査3（上場企業等の最上位企業）－3000企業

傘下事業所票（都道府県別結果の精度向上）

⇒上記①＋②に加え、企業の傘下事業所ごとの売上高等（③）を企業本社から把握

- 1 事業所の名称及び電話番号
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所の主な事業活動
- 4 事業所の売上高

＜卸売業、小売業のみ＞

- 5 卸売業販売額及び小売業販売額
- 6 売場面積
- 7 卸売業販売額の販売先割合（本支店間移動の割合）

企業単位で把握する事項

- ①名称、所在地及び法人番号
- ②経営組織及び資本金等の額
- ③事業の形態
- ④会社系統
- ⑤年間売上高
- ⑥年間契約高及び契約件数
- ⑦年間営業用固定資産取得額
- ⑧入場者数
- ⑨会員数
- ⑩受講生数
- ⑪加盟店数
- ⑫施設
- ⑬従業者数

事業所単位で把握する事項

- ①名称及び所在地
- ②本社の所在地
- ③経営組織及び資本金等の額
- ④本支社別
- ⑤事業の形態
- ⑥会社系統
- ⑦年間売上高
- ⑧年間契約高及び契約件数
- ⑨年間営業用固定資産取得額
- ⑩入場者数
- ⑪会員数
- ⑫受講生数
- ⑬加盟店数
- ⑭施設
- ⑮従業者数

乙調査

【参考】甲調査第2面 産業別の費用項目

産 業	産業別調査事項
電気業	①燃料費、②修繕費
ガス業	①原材料費、②修繕費
電気通信業	①施設保全費、②通信設備使用料
映像情報制作・配給業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥版權獲得費（国内）、⑦版權獲得費（国外）
音声情報制作業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料
出版業	①印税・原稿料
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業	①外注費（国内）、②外注費（国外）
鉄道業	①動力費
水運業	①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費
卸売業、小売業	①商品売上原価、②販売手数料、販売奨励費
銀行・信託業	①資金調達費用、②役務取引等費用、③特定取引費用
証券業	①金融費用、②取引関係費、③不動産関係費
生命保険業	①保険金等支払金、②責任準備金等繰入額、③資産運用費用
損害保険業	①保険引受費用、②資産運用費用
中小企業等金融業、農林水産金融業	①資金調達費用、②役務取引等費用、③特定取引費用
クレジットカード業、割賦金融業	①貸倒引当金繰入額、②金融費用

産 業	産業別調査事項
不動産取引業	①用地費、②外注工事費、③土地建物購入費
不動産賃貸業・管理業	①修繕費
各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業	①貸与資産原価、②リース投資資産原価、③資金原価
広告業	①媒体費
宿泊業	①材料費、②修繕費
飲食業	①製造原価（材料費）、②製造原価（労務費）
冠婚葬祭業	①施設管理費、②販売手数料
映画館	①施設管理費、②上映映画料
興行場、興行団	①選手契約料・出演契約料、②施設管理費
スポーツ施設提供業	①施設管理費
公園、遊園地・テーマパーク	①施設管理費
学習塾	①警備費
教養・技能教授業	①講師謝礼、②教材作成費
医療業	①薬品費、②材料費（薬品費を除く）

経済構造実態調査の集計体系

	甲調査	乙調査
集計	限られた調査対象数の下で、より安定的・詳細な結果を集計・提供するため、経済構造実態調査から得られる結果に加え、事業所母集団D Bに格納されているデータを使用して集計 ＜第1面＞ <u>調査企業分の集計値＋非調査企業分の推計値</u>(※) ※調査事項ごとに、調査企業の産業小分類等伸び率を事業所母集団D Bの企業データに乘じて推計 ※甲1調査の調査対象企業が工業統計調査重複している場合は、経済構造実態調査の調査票を配布せず、工業統計調査から得られたデータを使用して集計 ＜第2面＞ <u>調査企業分の集計値（割合表章）</u> ＜傘下事業所票＞ ※都道府県別表章 <u>調査企業分の傘下事業所集計値＋非調査事業所の推計値</u>(※) ※調査事項ごとに、当該企業の伸び率及び産業小分類伸び率を併用した伸び率を事業所母集団D Bの事業所データに乘じて推計	標本理論に基づく拡大推計により、特定産業の特性事項に係る事項を集計
公表予定	＜一次公表：全国結果＞ 第1面に係る結果のうち一部を調査実施年翌年の3月末までに公表 ＜二次公表：全国結果＞ 第1面及び第2面に係る結果を調査実施年翌年の7月末までに公表 ＜三次公表：都道府県別結果＞ 傘下事業所票に係る結果を調査実施年翌年の10月末までに公表	甲調査の「二次公表」と同時に公表